

アルコール検知器協議会
第4回定時総会

2015-2017 活動報告
および
2018-2020活動計画
について

アルコール検知器協議会
2018年4月23日
幹事会

1) 2015-2017 活動実績報告 (概要)

2) 2018-2020 中期活動計画 (決議案)

2015-2017 活動実績報告（概要）

2015

本日よりアルコール検知器協議会、活動始動（プレスリリース）

投稿日：2015年6月23日 | 最終更新日時：2015年11月15日

本日、2015年6月23日アルコール検知器関連企業17社が集まり、
団体名：“J-BAC アルコール検知器協議会”

Japan Breath Alcohol Testing Consortium(J-BAC)を設立、
アルコール検知器の普及、品質や技術の向上、

飲酒に関する正しい知識の啓蒙、

関係省庁、団体などと協調しながら、社会に存在する飲酒起因による
諸問題の根絶を目指すために活動することとなりましたことを
お知らせ致します。

[\(報道資料\)アルコール検知器協議会活動開始](#)



アルコール検知器協議会設立の目的と活動内容

第2条（目的）

本会は、アルコール検知器の技術や品質の向上、ならびにアルコール検知器の普及啓発によって業界の地位の向上を図る。

本会は、関係官庁、各団体との連携と会員相互の協調を通じて、アルコールの過剰摂取や短時間での大量摂取等に代表される飲酒問題や自動車等の飲酒運転の根絶に寄与することを目的とする。本会は、営利を目的としない組織である。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

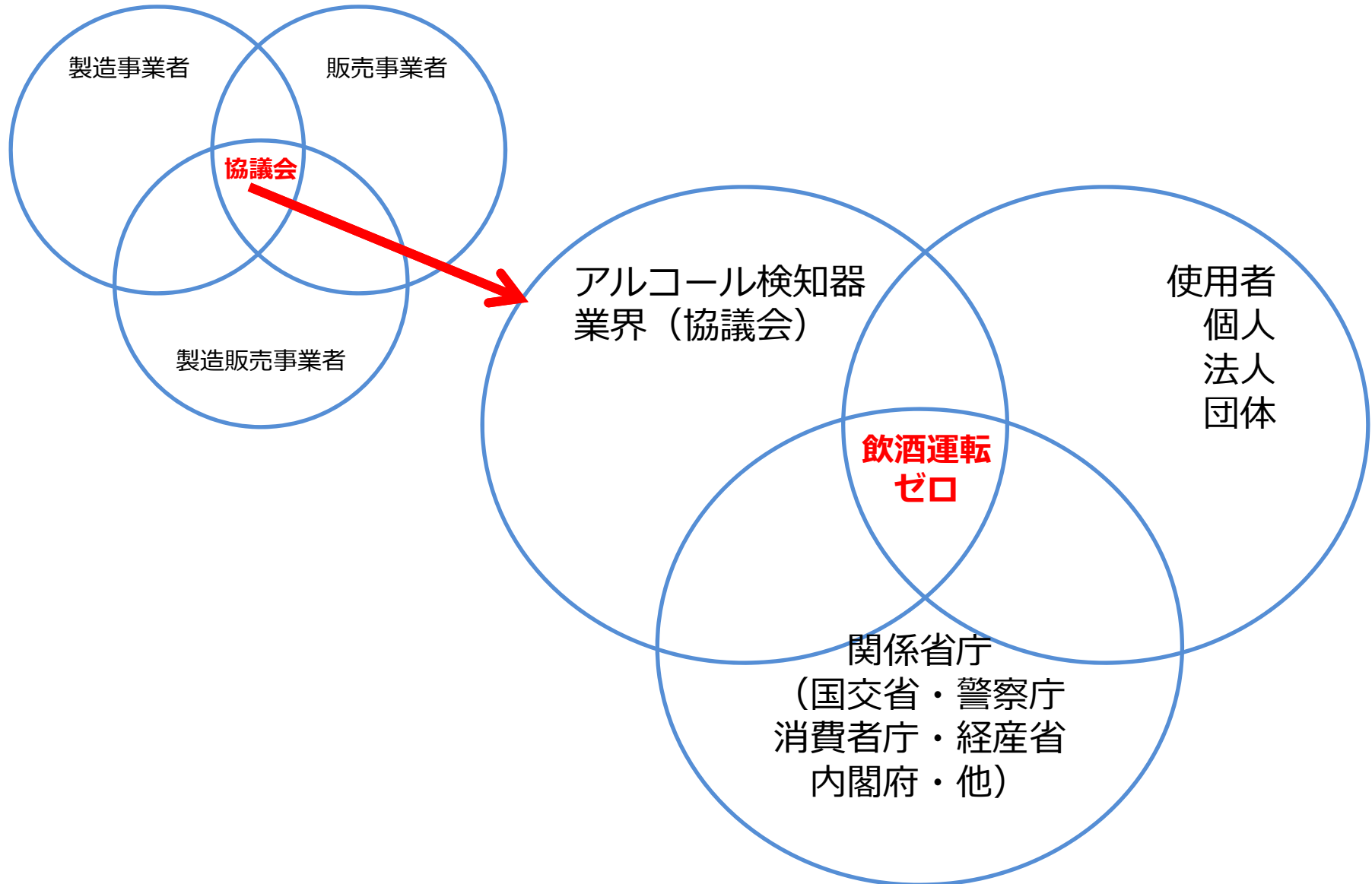
- （1）アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。
- （2）アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。
- （3）アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。
- （4）アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。
- （5）アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。
- （6）アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。
- （7）アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。
- （8）その他、会の目的を達成するために必要な活動。

2016-2017 17社から21社に

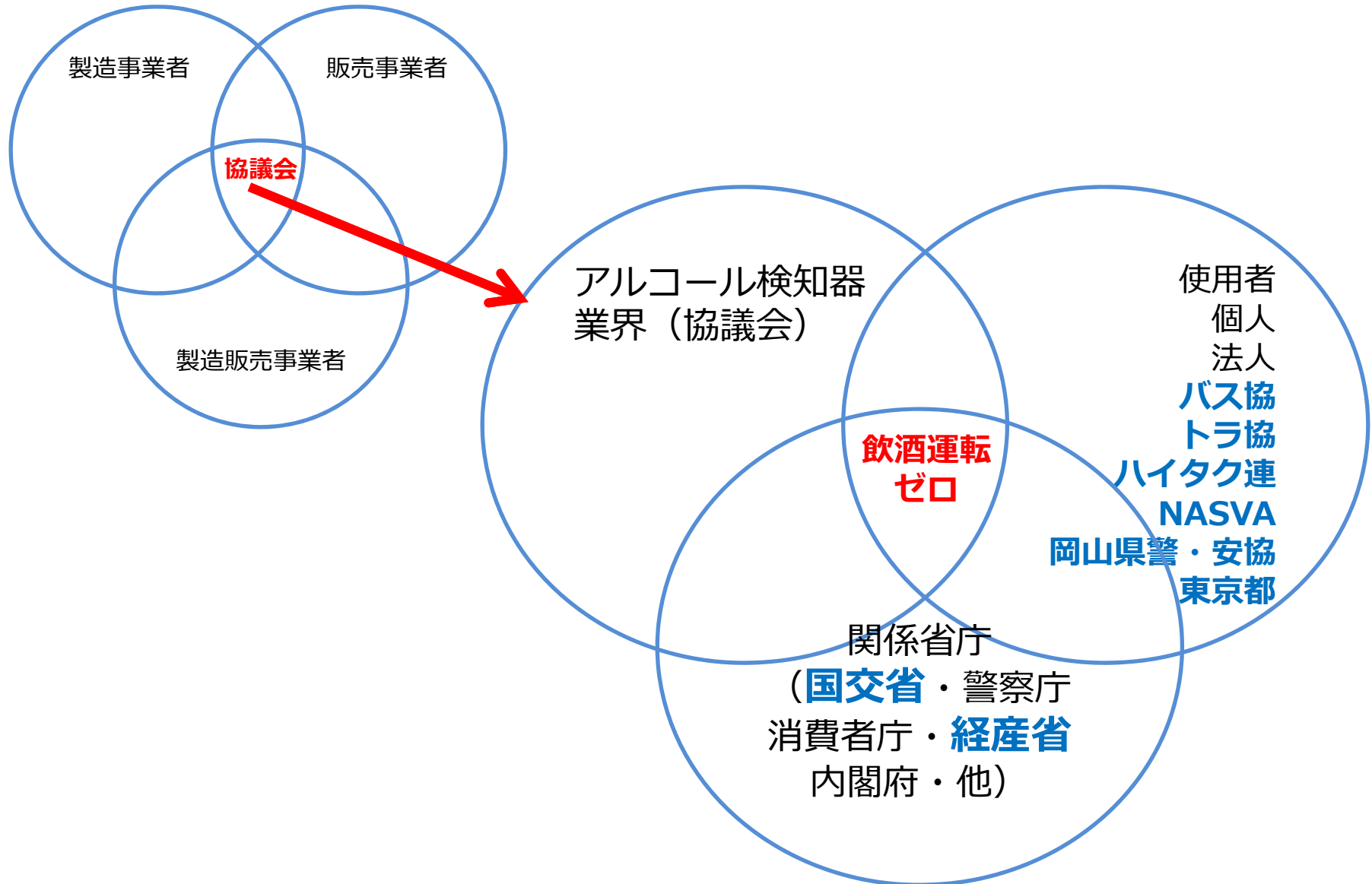
2018年4月1日

正会員
NISSHAエフアイエス株式会社
光明理化学工業株式会社
サンコーテクノ株式会社
新コスモス電機株式会社
株式会社タニタ
中央自動車工業株式会社
株式会社データ・テック
株式会社テックウエルインターナショナルジャパン
テレニシ株式会社
東海電子株式会社
株式会社東洋マーク製作所
ドコモ・システムズ株式会社
ドレーゲル・セイフティー ジャパン株式会社
株式会社ネモト・センサエンジニアリング
株式会社パーマンコーポレーション
株式会社パイ・アール
フィガロ技研株式会社
前野技研工業株式会社
株式会社ヤナコ計測
準会員
名鉄EIエンジニア株式会社
株式会社篠原計器製作所

協議会の位置づけ



2015-2017外部との繋がり



各業界団体との繋がり・広報活動

正しい運用

点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、営業所ごとに備えられたアルコール検知器を必ず使う必要があります。
(自動車運転免許取得講習法施行規則 第七条 酒気検知器等使用法施行規則 第二十四条)

正しい日常点検

～常時有効性保持の義務化にともなう点検項目を実施～
(自動車運転免許取得講習法施行規則 第二十条 酒気検知器等使用法施行規則 第四十八条)

損傷がないこと
 電源が入ること

正常呼吸で反応が出ないこと
 アルコール成分を含んだ呼吸等に反応があること
 正常呼吸で再測定して反応が出ないこと

これらの確認、実施記録を保管することを推奨します

図7 「アルコール検知器の正しい使い方」

出典：アルコール検知器協議会

正しい測定

～測定・使用の際の注意事項・販売ガイドライン～

アルコール検知器に反応がありえる飲食物等をあらかじめ測定者に伝えておきましょう。

飲酒以外でのアルコール反応があった場合の対処法を事前に伝えておきましょう。

アルコール検知器ごとに定められた測定、保管環境を守ってください。

一般財団法人 全日本交通安全協会
 JAPAN TRAFFIC SAFETY ASSOCIATION

会長あいさつ

全日本交通安全協会

事業

- 主な事業
 - 交通安全思想の普及啓発
 - 交通安全教育の推進
 - 各種研修会の開催等
 - 交通安全表彰の実施
 - 交通安全に関する調査研究の実施
 - 交通安全教育用資機材等の作成・配分
 - 諸外国との交流

沿革

第50回二輪車安全運転全国大会 (H29.8.5～8.6)

NEWS | 着けよう反射材!! ！行者自身の対策も大切です。～ 反射材で、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう！

詳細はこちら

全日本交通安全協会
 自転車会員入会
 および
 自転車保険加入

Web加入が簡単!
 詳しくはこちら

SHINIPPON ANIMATION CO., LTD.

道路交通法の改正ポイント

MS&AD おいおいニッセイ同和損保

TOUGH

トピックス

- ▶ 2018/03/30 平成30年使用交通安全ポスターデザイン決まる 2,509点から選考
- ▶ 2018/02/06 第58回交通安全国民運動中央大会開く 秋篠宮同妃両殿下の御臨席を仰ぐ
- ▶ 2017/12/01 平成30年使用交通安全年間スローガン決まる 約6万4千点から選考
- ▶ 2017/08/30 第52回交通安全子供自転車全国大会開く 広島県北広島町立荻北(げいほく)小学校が優勝
- ▶ 2017/08/30 第50回二輪車安全運転全国大会開く 福岡県チームが団体優勝!
- ▶ 2017/04/12 安全運転講習会開催のお知らせ 「セーフティレーニング」と「シニアドライバーズスクール」を全国各地で開催
- ▶ 2017/03/31 平成28年中における交通死亡事故について 昭和24年以来67年ぶりの3千人台

マイクロメイト岡山

事故ゼロをめざして

J-BAC

～アルコール検知器の最高レベル普及啓発～
 アルコール検知器協議会

各業界団体との繋がり・広報活動（業務委員）

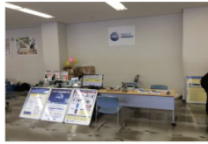
行政

県警・交通安協

交通安全体験フェア（岡山県警察本部）に出展しました

開催日：2017年3月4日 | 最終更新日時：2017年3月11日

岡山県警察本部・岡山県
岡山県交通安全対策協議会主催の
「交通安全体験フェア」におきまして
～見て、乗って、触れる最先端技術～
協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。



平成29年飲酒運転させないTOKYOキャンペーンに出展しました

開催日：2017年3月9日 | 最終更新日時：2017年3月9日

東京都・警視庁（一財）東京都交通安全協会主催の
「平成29年飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」におき
まして
アルコール検知器の展示ブースにて協議会員の製品出展
し、
スライドにて企業の紹介をしました。



国土交通省へ パブリックコメント提出

[提出](#)

「新幹線鉄道事業構造安全確保方針及び運用について」の再検討（案）に関するパブリックコメント（国土交通省から郵送物送付）

①意見提出概要

氏名	（フリガナ）野田 彰
住所	山梨 県（アルゴリズム特約協会の会 業務委員会 委員長）
所属	東京大学大学院工学系研究科
職業	（旧名称）アルゴリズム特約協会
電話番号	（旧名称）業務委員会
電子メール	tailor@nori-net.org
アドレス	http://www.algo-rhythm.com/
<p>※なお、アルゴリズム特約協会は国の認可を得ており、国土交通省と関係が深い組織である。新幹線は、国策として日本の未来を担う重要な基幹インフラであり、国土交通省の責任が大きい。国土交通省は、国土交通省の責任をしっかりと果たすことが必要である。</p> <p>国土交通省は新幹線事業構造の再検討を断念し、国土交通省と関係が深い組織である。新幹線は、国策として日本の未来を担う重要な基幹インフラであり、国土交通省の責任が大きい。国土交通省は、国土交通省の責任をしっかりと果たすことが必要である。</p>	
<p>【署名】 野田 彰（アルゴリズム特約協会の会 業務委員会 委員長）</p>	
<p>【署名】 野田 彰（アルゴリズム特約協会の会 業務委員会 委員長）</p>	

一般

事業用

自動車工業会



NASVA

「第11回NASVA」に出展しました

開催日：2016年10月28日 | 最終更新日時：2016年11月3日

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）主催
「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」の
安全マネジメント実践ツール展示ブースにて
協議会加盟団体の製品を出展しました。

[「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」概要](#)
[「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」開催報告](#)



「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」に出展しました

開催日：2017年10月28日 | 最終更新日時：2017年11月3日

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）主催
「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」の
安全マネジメント実践ツール展示ブースにて
協議会加盟団体の製品を出展しました。



バス協

「第55回中国バス協会」に出展しました

開催日：2016年2月15日 | 最終更新日時：2016年2月24日

2016年2月15日（中国・山西省・太原）で開催されました。
中国バス協会事故防止対策委員会主催の
「総会商品展示会」におきまして
協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。



中国バス協会事故防止対策委員会総会商品展示会に出展しました

開催日：2017年2月28日 | 最終更新日時：2017年11月3日

中国バス協会事故防止対策委員会主催の
「総会商品展示会」におきまして
協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。



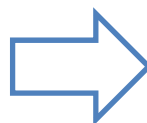
業界団体

各業界団体との繋がり・広報活動（技術委員）

経産省の標準化事業における呼気試験機分科会（年1開催）。任意団体として標準化・規格化推進中であることを説明してきた。年度報告書に、アルコール検知器協議会の活動が報告されている。



アルコール検知器の検定制度
(通称 J-BAC マーク制度)



平成 27 年度

法定計量国際化機関勧告審議調査等事業報告書

平成 28 年度

戦略的国際標準化加速事業（国際標準共同研究開発事業：
水素燃料計量システム等に関する国際標準化）報告書

一般社

平成 29 年度

戦略的国際標準化加速事業（国際標準共同研究開発事業：
水素燃料計量システム等に関する国際標準化）報告書

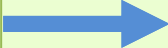
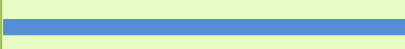
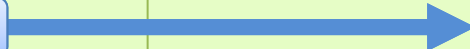
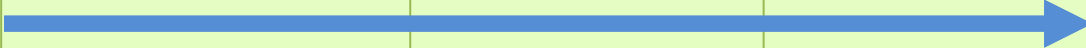
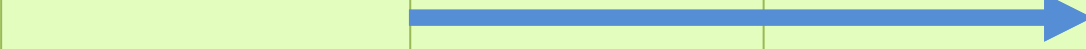
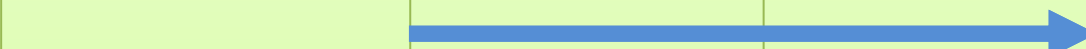
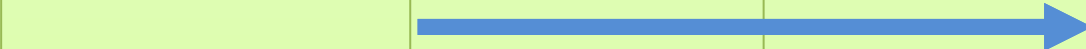
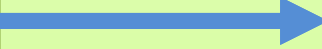
平成 30 年 3 月

一般社団法人 日本計量機器工業連合会

2015-2017 活動予定 (3カ年)

活動内容	初年度	2年目	3年目
	2015	2016	2017
設立総会	→		
第1回総会	→		
プレスリリース	→		
WGの立ち上げ	→		
各業界団体への認知活動	→		
現行法令の整理	→		
HPの制作	→		
啓発資料の拡充	→		
性能要件 (自主基準)	→		
プラン2009への協力提言	→		
目的別 検知器選定ガイドライン	→		
飲酒運転防止条例の研究		→	
検知器を使った独自の教育プログラム		→	
T2016への参加、他国調査		→	
飲酒運転違反者 対策の研究		→	
OIML R126 WGとの情報共有		→	
飲酒運転防止シンポジウム開催			→

3年間の実績

活動内容	初年度	2年目	3年目
	2015	2016	2017
設立総会	4月8日		
総会	第1回 6月23日	第2回 4月28日	第3回 4月24日
プレスリリース			プレス 投稿
WGの立ち上げ	普及啓発WG、検定化WG	普及啓発WG 検定WG,R126WG	
各業界団体への認知活動	国交省、トラ協、バス協会 NASVA、ASK訪問	バス協展示、NASVA展示 各協会訪問	バス協展示、NASVA展示 各協会訪問
現行法令の整理		文書作成中	検定文書添付化
HPの制作	会員企業	自主検定内容公開 検定合格品リスト化	自主検定内容公開 検定合格品リスト化
啓発資料の拡充	協議会の広報チラシ	自主検定制度の広報 認定機器の広報	自主検定品リスト メンテナンス啓発広告
性能要件（自主基準）	J-BACマーク制度（草案）	自主検定 6社14機種 第三者機関版策定作業	第三者機関版文書完成 第三者機関契約
プラン2009への協力提言		IT点呼 パブコメ提出	
目的別 検知器選定ガイドライン			
飲酒運転防止条例の研究			
検知器を使った独自の教育プログラム			
T2016への参加、他国調査		T2016ブラジル 光明様参加	T20XX立候補の 可能性調査
飲酒運転違反者 対策の研究			
OIML R126 WGとの情報共有		ベルリン報 告	経産省 呼気分科会
飲酒運転防止シンポジウム開催		フルシャ ワ報告	経産省 呼気分科会
			

2015-2017

- ✓ 2015年度は、
認知度を上げる活動（業界団体等）



- ✓ 2016年度は、
自主検定策定、認定機器公表



- ✓ 2017年度は、
広報強化 + 外部検定移行



アルコール検知器協議会 第4回定時総会

第二号議案

2018-2020 中期活動計画（案）

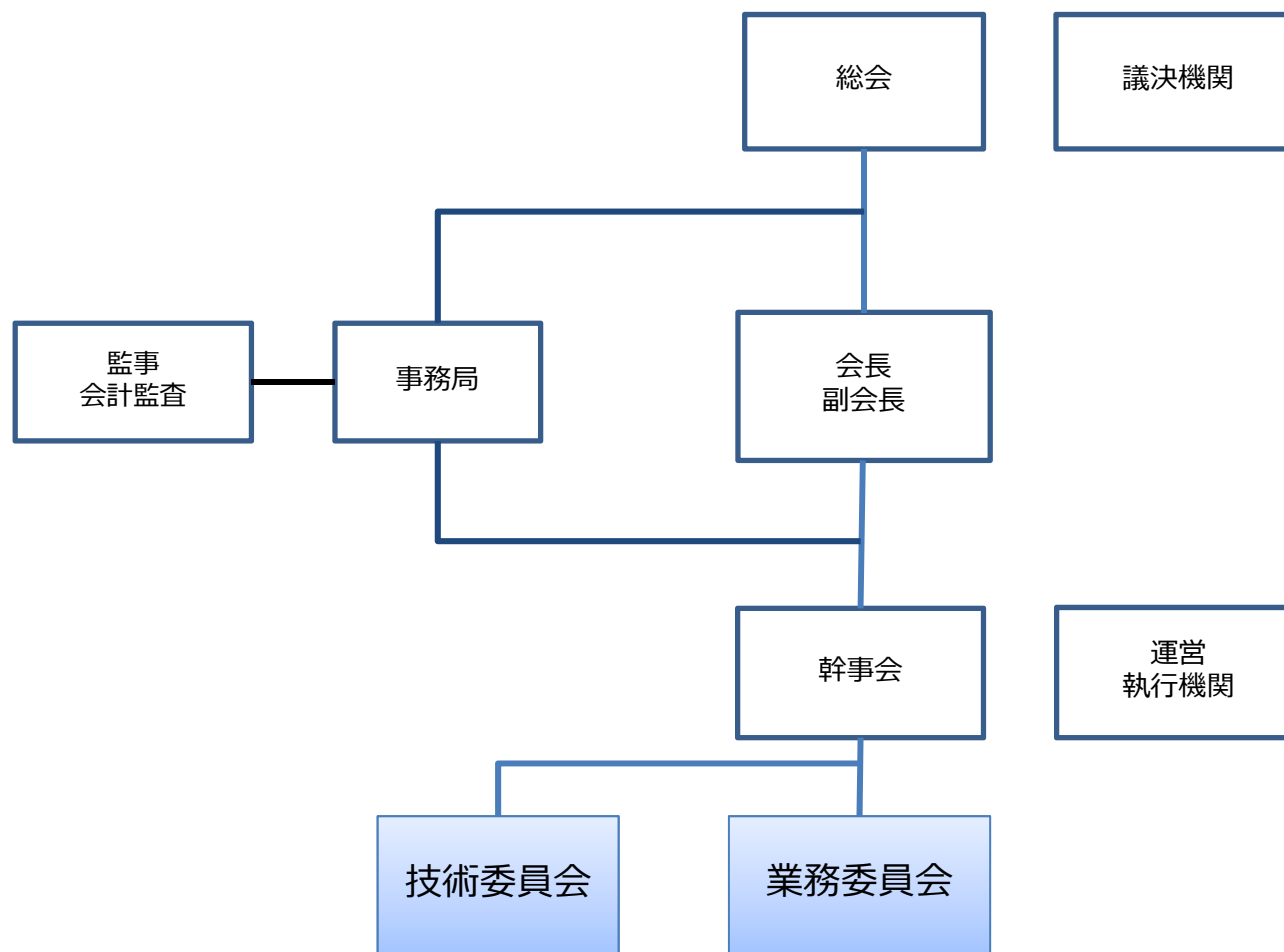
アルコール検知器協議会
2018年4月23日
幹事会

アルコール検知器協議会

2018-2020中期活動計画 (案)

Japan-**B**reath **A**lcohol testing **C**onsortium

2018年以降の組織と機関



アルコール検知器協議会設立の目的と活動内容

第2条（目的）

本会は、アルコール検知器の技術や品質の向上、ならびにアルコール検知器の普及啓発によって業界の地位の向上を図る。

本会は、関係官庁、各団体との連携と会員相互の協調を通じて、アルコールの過剰摂取や短時間での大量摂取等に代表される飲酒問題や自動車等の飲酒運転の根絶に寄与することを目的とする。本会は、営利を目的としない組織である。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。
- （2）アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。
- （3）アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。
- （4）アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。
- （5）アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。
- （6）アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。
- （7）アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。
- （8）その他、会の目的を達成するために必要な活動。

発足時の理念（設立総会）

近年、飲酒運転による死傷事故が大きな社会問題となっています。このため、悪質な危険運転防止を目的に、2006年に自動車運転過失致死傷罪を規定した刑法改正が行われ、飲酒運転の罰則がより強化されるなど法規制による対策が講じられています。

2011年5月には、自動車運送事業者の点呼時における酒気帯びの確認について、従来の目視等のチェックに加え、アルコール検知器を用いることが義務付けられました。

また、**過度な飲酒による健康障害**も深刻化しています。アルコールの過剰な摂取は、生活習慣病のリスクを高めるほか、急性アルコール中毒やアルコール依存症を引き起こしたりします。このため、**適切なアルコール利用をサポートするアルコール検知器の役割はますます重要になってきています。**

アルコール検知器は、健康管理用途の一般向けの商品と、運送事業者がアルコール検知に用いる業務用の商品があり、**年々その市場は拡大しています**。これに伴い、一般向け、事業者向けを問わず様々なシーンでアルコール検知器が利用される反面、2月に独立行政法人国民生活センターが注意喚起をしたように、誤った解釈をしていたり、正しい使い方ができていなかったりするケースが散見されるようになってきました。このため本協議会では、活動開始にあたって二つのワーキンググループ（「検定化ワーキンググループ」「普及啓発ワーキンググループ」）を立ち上げ、**検知器技術の向上**とともに、**飲酒問題および飲酒運転への対処・防止に関する正しい知識を啓発**していきます。具体的には「検定化ワーキンググループ」では、一定の品質基準を満たしていることを認定する検定制度導入に向けて評価基準や品質保証ガイドラインを策定。一方、「普及啓発ワーキンググループ」では、各種団体や企業と連携しながら飲酒運転防止やアルコール検知器の正しい使い方に関する**情報発信、シンポジウムの開催**などを予定しています。

アルコール関連問題

表に出る系

アルコールと、交通事故（飲酒運転）
アルコールと、歩行者の転倒、転落
アルコールと、溺死
アルコールと、凍死
アルコールと、吐しゃ物吸引

アルコールと、肝臓病
アルコールと、すい臓病
アルコールと、循環器疾患
アルコールと、メタボ
アルコールと、癌（がん）
アルコールと、歯科疾患
アルコールの消化管への影響
アルコールと、痛風

事故系

健康障害系

犯罪・事件

精神保健衛生

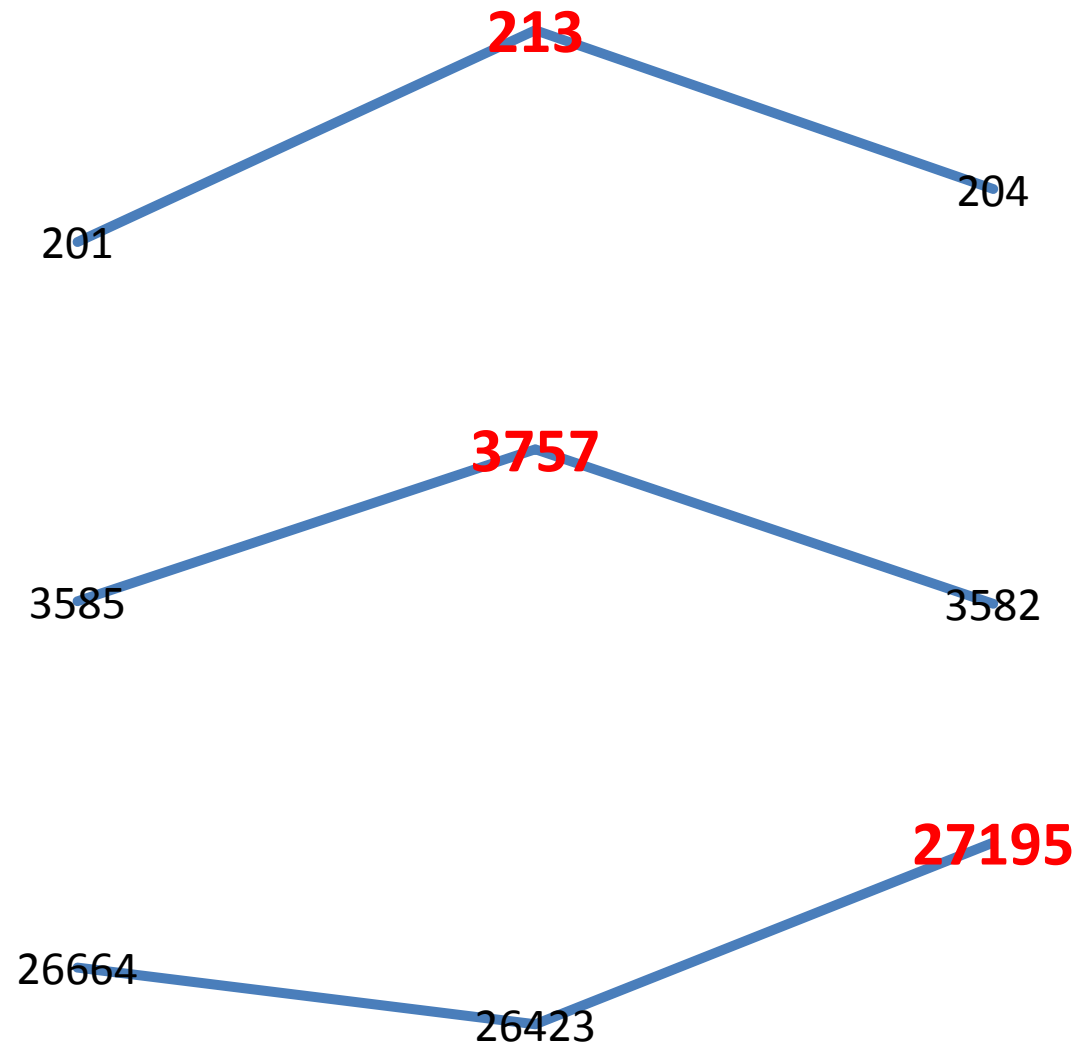


アルコールと、アルハラ（イッキ）
アルコールと、家庭内暴力（DV）
アルコールと、児童虐待
アルコールと、高齢者虐待

アルコールと、うつ
アルコールと、自殺
アルコールと、認知症
アルコールと、アルコール依存症
アルコールと、薬物依存

表に出ない系

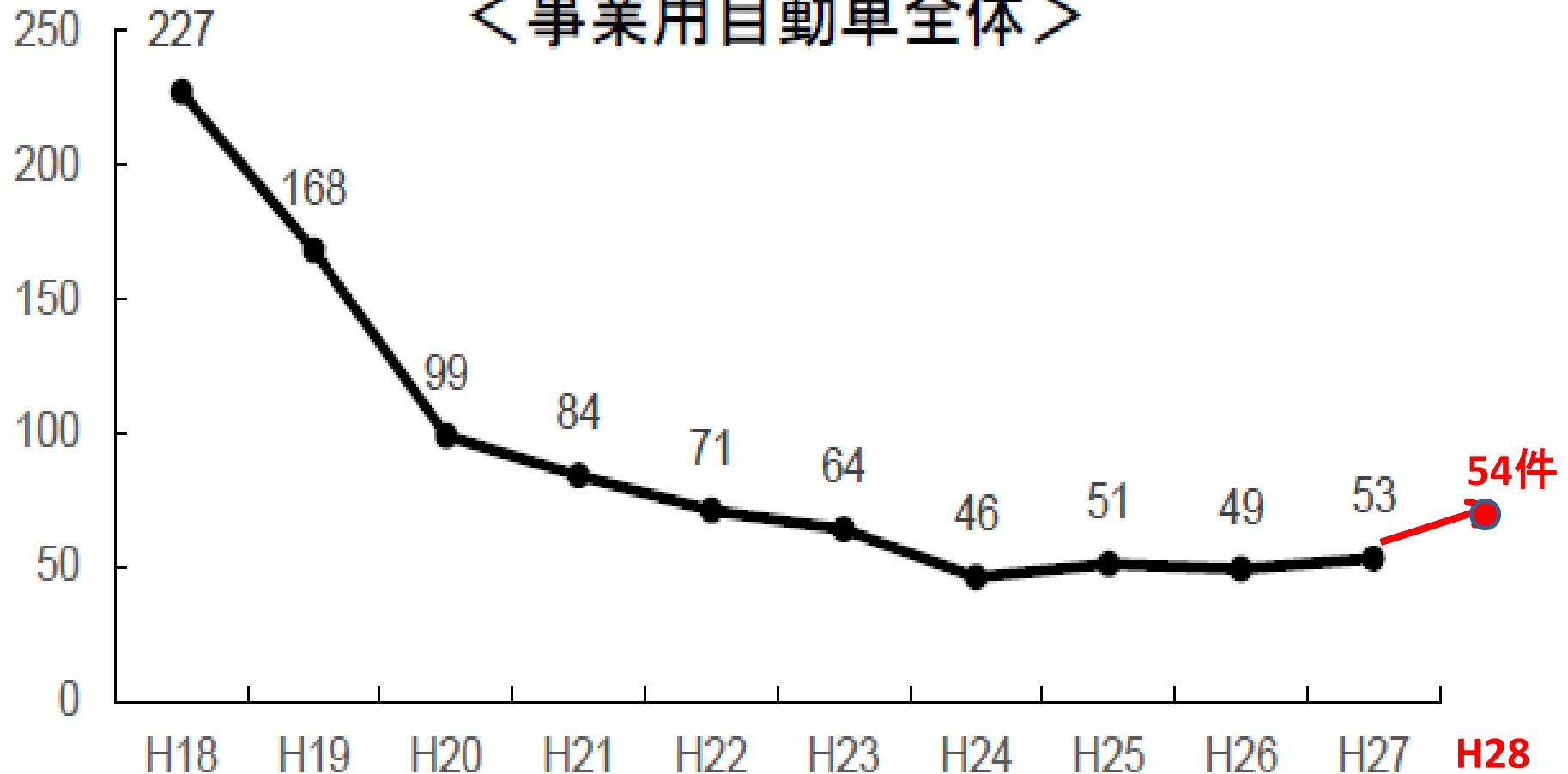
アルコール関連問題（飲酒運転） 2015-2017



飲酒運転（死亡事故・飲酒事故）は、下げまりから、前年比増へ

アルコール関連問題（飲酒運転） プロドライバー

＜事業用自動車全体＞



2018年度 各委員の役割

会則 第3条 (活動内容)	業務委員会	技術委員会
(1) アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。	○	
(2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。		○
(3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。	○	
(4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。	○	○
(5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。	○	
(6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。	○	○
(7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。	○	
(8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。	○	○

2018-2020活動計画

会則	活動内容	1年目	2年目	3年目
		2018	2019	2020
(1) 検知器の利用と活用に係る普及と啓発	啓発資料のウェブ拡充	→		
	検知器業界・市場情報のウェブ拡充	→		
	新検定の広報とウェブ拡充	→		
(2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。	外部検定の定着、規格の拡充	→		
	海外規格の動向調査	→		
	JIS化の可否調査	→		
(3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。	現行法令、刑罰の整理とウェブ拡充	→		
(4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。	未接触各業界団体への認知活動	→		
	国土交通省プラン2020「飲酒運転根絶」	→		
	経産省 呼気試験機分科会との連絡、協議	→		
(5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。	アルコール検知器を使った、協議会ならでの教育開発プログラム（協議会認定インストラクター）	→		
(6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。	海外の飲酒運転交通政策調査とウェブ拡充	→		
	飲酒問題シンポジウム調査（T2025開催へ向けて）	→		
	海外の検定機関の調査（訪問か招聘）	→		
(7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。	各都道府県の飲酒運転防止条例、アルコール健康障害対策プログラムへの提言	→		
(8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。	J-BACのITシステム化、WEB充実化	→		

2018-2020

✓ 2018年度は、
外部検定スタート、新WEB & 運営IT化、
JIS化検討着手



✓ 2019年度は、
外部検定の広報、認知活動の本格化
JIS化可否判断

J-BAC アルコール検知器技術規格
(別冊)

規格文書名：JB10001-2017 (案)

アルコール検知器協議会
技術委員会
2017年12月19日



✓ 2020年度は、
J-BACの意義と検定が認知され、
JIS活動具体化



2018年度(2018年4月～2019年3月) 単年度予算 (案)

活動内容		予算執行 委員	予算	2018年度			
				4 - 6月	7 - 9月	10-12月	1 - 3月
1-1	HP費用 (作成・更新・維持管理等)	業務	150万		50万	50万	50万
1-2	全日本交通安全協会HPバナー掲載料	業務	36万円	9万円	9万円	9万円	9万円
1-3	交通安全関連団体への認知活動 (展示会出展費用)	業務	25万円		5万円	10万円	10万円
1-4	備品調達 (展示会等使用物品)	業務	10万円	10万円			
1-5	発送運賃等 (展示会等使用物品)	業務	10万円		2万円	4万円	4万円
1-6	マスコットキャラクター関連費用	業務	15万円	10万円		5万円	
1-7	名刺・ポスター等印刷物制作(更新)費用	業務	14万円	5万円	5万円	2万円	2万円
2-1	技術調査 (トレーサビリティ研究・翻 訳・外部機関検定準備)	技術	36万		12万	12万	12万
合計			296万	34万	83万	92万	87万

(1) 検知器の利用と活用に係る 普及と啓発

(1) 検知器の利用と活用に係る普及と啓発

検索 アルコール検知器



**アルコール検知器協議会**
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

[協議会概要](#) | [会員団体](#) | [認定機器](#) | [入会案内](#) | [問合せフォーム](#) | [Q&A](#) | [会員専用](#)

アルコール検知器の品質向上と普及を通して、飲酒運転根絶と健康管理を提唱。
「アルコール検知器協議会」発足



このたび、国や運輸業界から強い要請を受け、アルコール検知器の製造・販売に携わる17社によって、平成27年4月8日に「アルコール検知器協議会」が発足しました。
飲酒運転による死傷事故が大きな社会問題になる中、過度な飲酒による健康障害も深刻化し、アルコール検知器の役割がますます重要なものになりつつある今日、その技術・品質の向上とともに、飲酒問題への対処・防止に対する正しい知識を啓発してまいります。

「アルコール検知器協議会」とは

<ul style="list-style-type: none">●団体名/アルコール検知器協議会●英文名/Japan Breath Alcohol Testing Consortium (略称/J-BAC)	
設立の目的	活動内容
<ul style="list-style-type: none">●アルコール検知器の技術、品質の向上●アルコール検知器の普及啓発、地位向上●大量摂取等による飲酒問題の根絶●自動車等の飲酒運転の根絶 等	<ul style="list-style-type: none">●検知器の利用と活用に拘わる普及と啓発●検知器の技術・品質向上のための調査研究●飲酒運転防止に関連する法令の周知・広報●専門知識を用いた交通安全の促進・普及 等

国土交通省をはじめとした各省庁や関連機関・団体と連携
しながら、皆様のお役に立てる活動を実施・継続してまいります。



お知らせ

2016年11月3日
メンバーリスト更新しました<会員専用>

2016年10月20日
「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」に出展しました

[RSS](#)

業界ならではの情報提供 例：検知器の産業構造・市場規模とは？

JAMA 一般社団法人 日本自動車工業会 infoDRIVE

自工会について リリース・会見 日本の自動車産業 ライブラリー

日本の自動車産業

- 自動車産業**
日本の自動車関連産業・就業人口、資材・設備投資、製造品出荷額、貿易額等の情報。
- 四輪車**
四輪車の生産・販売・保有率・輸出等の最新データ。
- 二輪車**
二輪車の生産・販売・保有率・輸出等の最新データ。
- 日本の自動車メーカー等**
日本の自動車メーカー等各社情報および、日本の自動車工場分布図。

自動車工業会ウェブサイト
「日本の自動車産業」より
<http://www.jama.or.jp/industry/index.html>

業界としての情報を集約し・公開することで信頼を得、
「要望・提言」ができるよう、目指す。

(根拠や情報も出さずに、補助金や規制強化を訴えても説得力がない)

成長戦略の強化に向けた 平成29年度税制改正共同要望

平成28年11月

一般社団法人	電子情報技術産業協会	会長	東原 敏 昭
一般社団法人	日本化学工業協会	会長	石 飛 修
一般社団法人	日本機械工業連合会	会長	岡 村 正
一般社団法人	日本自動車工業会	会長	西 川 廣 人
一般社団法人	日本造船工業会	会長	村 山 滋
一般社団法人	日本鉄鋼連盟	会長	進 藤 孝 生
一般社団法人	日本電機工業会	会長	志 賀 重 範
石油化学工業協会		会長	淡 輪 敏
日本製紙連合会		会長	馬 城 文 雄

**(2) アルコール検知器の技術・
品質向上のための調査研究。**

J-BAC×CERI 外部検定の定着を目指す

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

Topics 事業所案内 サイトマップ

Home 機構概要 採用情報 研究開発・支援等 CERI NEWS 指定・登録等 公開データベース

人と化学と環境の調和、それが私たちの仕事です

 化学物質・農薬等の 安全性試験	 材料・素材 (ゴム・プラスチック等)	 環境調査	 クロマトグラフィー用カラム
 医薬品(低分子及びバイオ医薬品) ・医療機器の試験	 製品開発・原因調査	 食品・製品等の分析、評価	 リスク評価・SDS作成・ 規制対応
 オミクス解析	 JIS認証・研修・製品及び 規格試験	 標準物質(標準ガス・標準液)の 供給・値付け	 各種法規制・申請対応 (化審法、安衛法など)

J-BAC アルコール
検知器協議会

J-BAC アルコール検知器技術規格
(別冊)

JB00001-2017
アルコール検知器の検定制度

規格文書名: JB10001-2017 (案)

アルコール検知器協議会
技術委員会

2017年12月19日

- step1 試験委託
- step2 規格の拡充
- step3 運営委託
- step4 JIS 調査
- step5 JIS 検定化

(3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。

- 道路交通法
- 道路交通法道路交通法施行令における「呼気検知」
- 自動車運送事業における「酒気帯び」
- 自動車運送事業における「アルコール検知器」
- 国土交通大臣が定める「アルコール検知器」
- 安全運転管理制度における酒気帯び禁止
- 依頼要求罪、酒類提供罪、車両提供罪（周辺3法）
- 危険運転致死傷罪
- 鉄道、船舶、航空業界における飲酒操舵の法令

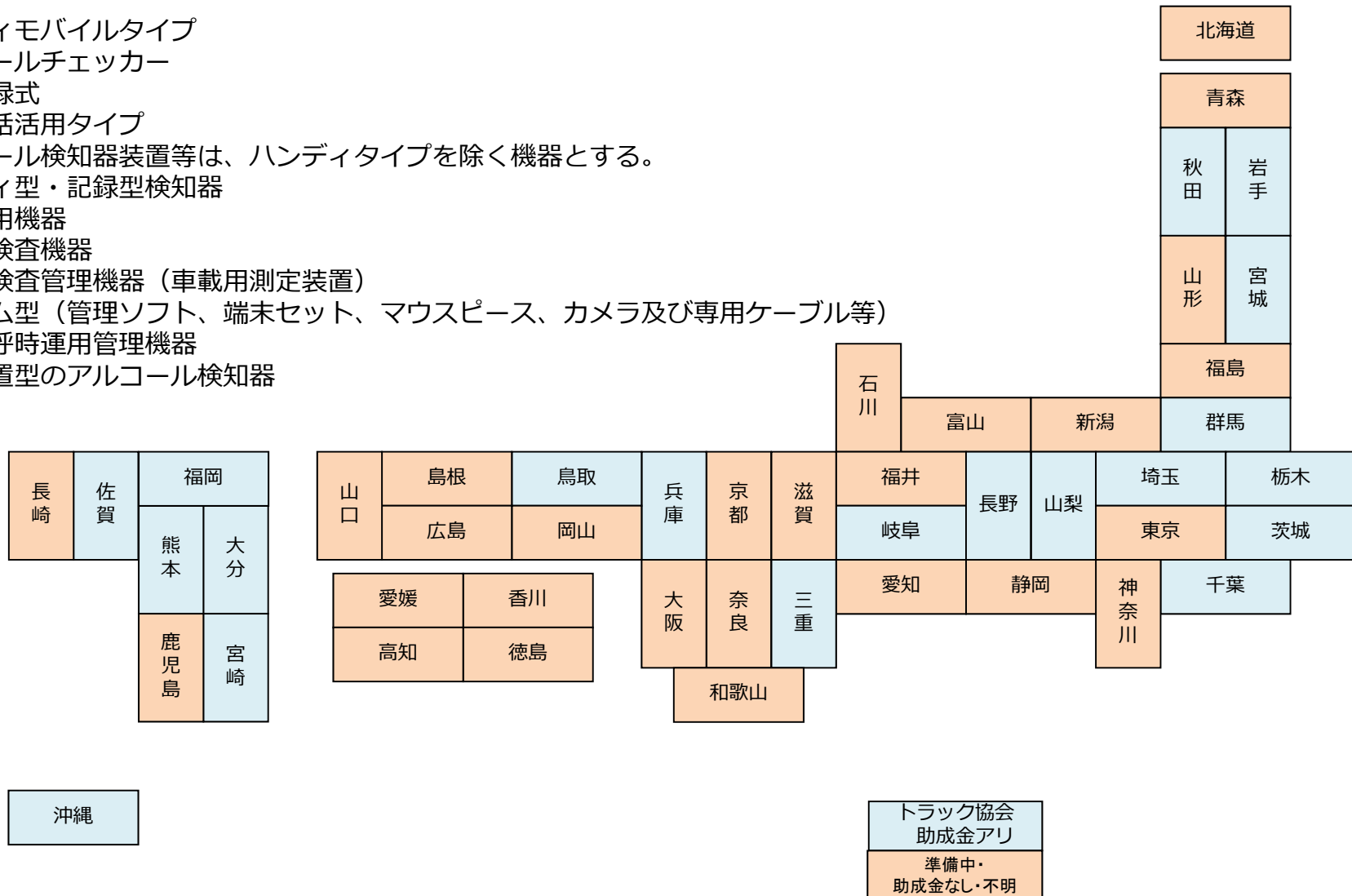
日本国の法令等における 呼気 アルコール アルコール検知に関する 「用語の定義」 (未整理状態)

	アルコール 定義	呼気 定義	生理ガス 干渉ガス	血中 定義	酒気帯び 定義	アルコール 検知器表記	アルコール インターロック 定義	精度、校正など 「性能要件」
道路交通法	×	×		×	道交法65条	×	×	×
道路交通法 施行令	×	44条 「呼気検査」		117条 呼気検査は、 風船であり、 0.15mg/L 血中の場合0.3%	117条 呼気検査は、 風船であり、 0.15mg/L 血中の場合0.3%	風船又は アルコールを 検知する機器	×	×
国土交通省告示 (官報)		×		×	×	アルコール検知器 とは 呼気、表示、警告	×	×
国交省 運輸規則 輸送安全規則		×		×	目視のほか、 「アルコール 検知器」を用いて	点呼7条 点呼24条	×	有効性保持
国土交通省 解釈の通達		酒気帯びの 定義は 道交法施行令 ではなく 道交法65条		酒気帯びの 定義は 道交法施行令 ではなく 道交法65条	酒気帯びの 定義は 道交法施行令 ではなく 道交法65条	当面性能要件は 問わないものと する	アルコールを 検知して 原動を動かさない ようにするもの	メーカーの 説明とは別に
アルコール インターロック 技術指針	エタノールの 定義は OIML準拠 エチルアルコール	呼気(量) サンプ リングの定義 公称限度値 1.0L	種々のガス 8.2項	×	×	×	アルコール インターロックの 定義	精度要件 繰り返し再現性 精度要件 (ガス選択性) 校正要件
OIML R126 証拠用呼気 分析計 2010年3月	エチル アルコール	1.2L以上	アセトン 0.5mg/L メタノール 0.1mg/l イソプロパノール 0.1mg/l 一酸化炭素 0.2mg/l ⁹	×	×	R126 第一部 計量 および 技術要件	×	R126 第二部 計量管理 および 性能試験

各トラック協会 アルコール検知器助成制度 状況

<いろいろな表現があります>

- ハンディチェッカー
- 卓上式
- ハンディモバイルタイプ
- アルコールチェッカー
- 設置記録式
- 携帯電話活用タイプ
- アルコール検知器装置等は、ハンディタイプを除く機器とする。
- ハンディ型・記録型検知器
- 事務所用機器
- 記録型検査機器
- 遠隔地検査管理機器（車載用測定装置）
- システム型（管理ソフト、端末セット、マウスピース、カメラ及び専用ケーブル等）
- 高度点呼時運用管理機器
- 卓上据置型のアルコール検知器



(出所:東海電子調べ、2014年7月1日時点)

(4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。

飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 (プラン2020)

「**飲酒運転**や覚醒剤・危険ドラッグの服用は、その行為自体が反社会的であり、事業用自動車の運転以前の問題として、厳に行ってはならないものである。しかしながら、**事業用自動車の飲酒運転による人身事故は、平成28年時点においても、いまだ54件発生している**」

事業者は、運転者がこのような行為を行わないよう継続的・反復的に指導監督を行うとともに、行政は違反に対する厳格な処分を行う必要がある。

また、このような行為の背景に医学的・心理的な依存等の事情がある可能性もあり、指導・処分だけでは絶無を期すことはできないと考えられることから、**事業者において点呼時等における飲酒検知はもとより**、所持品を確認し、携帯電話・スマートフォンを所持させる場合は運転席から届かない場所に保管させる等の運行管理を徹底するほか、**アルコール依存症等の検査及びその結果に応じた医学的知見を踏まえた対策についても**検討する必要がある。

点呼とアルコール検知器の関係

告示や解釈では、性能要件は問わないとしながらも、アルコール検知器に言及している「評価制度」や「助成制度」があり、メーカーとしても、「低コスト」で機器開発、少ない投資で済むよう、要件については事前に意見交換が必要と考えています。

業種	点呼条文	解釈及び運用について (最新平成30年3月30日)	事故防止対策推進 支援事業 過労運転防止に 能要件	Gマーク Safetyバス	トラック 協会	次世代運行 記録計
貨物	輸送安全規則7条	(4)「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。	ITを活用した遠隔地における点呼機器 「この場合のアルコール検知器は、他の営業所等に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る」		○呼気吹込み式アルコールインターロック（国土交通省の技術指針に適合しているものとする） ○IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（但し、Gマーク認定事業所が導入する場合に限り、助成対象とします。	遠隔地でのリアルタイム運行管理・支援 「実効性の高いIT点呼アルコールチェック」（オプション）
旅客	運輸規則24条			高性能な記録型アルコール検知器 簡易型のアルコール検知器 簡易型のモバイルアルコール検知器		

安全運転管理者選任事業所 = 33万カ所

(1) 安全運転管理者等の現況

安全運転管理者は、道路交通法により、自動車を5台以上使用する又は乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用する事業所等において選任が義務付けられており、また、自動車を20台以上使用する事業所には、その台数に応じ、副安全運転管理者を置くことが義務付けられている（第1-8表）。

第1-8表 安全運転管理者等の年次別推移

(各年3月末)

年	事業所	安全運転管理者	副安全運転管理者	管理下運転者数	管理下自動車台数
	カ所	人	人	人	台
平成22	332,870	332,870	61,044	7,022,676	4,647,715
23	332,407	332,414	61,371	7,024,058	4,639,409
24	330,873	330,873	62,003	7,119,627	4,633,606
25	331,976	331,976	63,523	7,294,127	4,636,485
26	332,163	332,164	64,561	7,351,938	4,640,677
27	333,099	333,099	66,056	7,332,505	4,640,227
28	334,216	334,216	67,799	7,463,436	4,661,027

運輸業界以外の、業界に対して

日本産業分類	560万	クルマを使う
卸売業, 小売業	1,357,030	○
宿泊業, 飲食サービス業	701,241	○
建設業	495,608	○
生活関連サービス業, 娯楽業	470,744	○
製造業	453,810	○
医療, 福祉	430,265	△
不動産業, 物品賃貸業	355,102	△
サービス業 (他に分類されないもの)	354,898	△
学術研究, 専門・技術サービス業	221,414	○
教育, 学習支援業	166,415	△
運輸業, 郵便業	131,213	◎ (義務)
金融業, 保険業	84,330	×
情報通信業	64,527	×
複合サービス事業	33,872	?
農林漁業 (個人経営を除く)	32,675	△
電気・ガス・熱供給・水道業	4,874	○
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,957	△

運輸業以外の一般企業にも、アルコール検知器や教育が必須である。

北海道	(社)北海道安全運転管理者協会
青森県	(社)青森県安全運転管理者協会
岩手県	岩手県安全運転管理者部会連合会
宮城県	(社)宮城県安全運転管理者協会
秋田県	秋田県安全運転管理者協会
山形県	山形県安全運転管理者協議会連合会
福島県	(社)福島県安全運転管理者協会
茨城県	(社)茨城県安全運転管理者協議会
栃木県	(社)栃木県安全運転管理者協議会
群馬県	(社)群馬県安全運転管理者協議会
埼玉県	(社)埼玉県安全運転管理者協会
千葉県	(社)千葉県安全運転管理協会
東京都	東京安全運転管理者部会連合協議会
神奈川県	(社)神奈川県安全運転管理者連合会
新潟県	(社)新潟県安全運転管理者協会
富山県	富山県安全運転管理者連絡協議会
石川県	(社)石川県安全運転管理者協議会連合会
福井県	福井県安全運転管理者協議会連合会
山梨県	(社)山梨県安全運転管理者協議会
長野県	(社)長野県安全運転管理者協会
岐阜県	岐阜県安全運転管理部会連合会
静岡県	(社)静岡県安全運転管理協会
愛知県	(社)愛知県安全運転管理協議会

三重県	(社)三重県安全運転管理協議会
滋賀県	(社)滋賀県安全運転管理者協会
京都府	京都府安全運転管理委員会
大阪府	大阪府安全運転管理者連絡協議会
兵庫県	兵庫県安全運転管理者部会連絡協議会
奈良県	一般社団法人 奈良県安全運転管理者協会
和歌山県	和歌山県安全運転管理委員会
鳥取県	鳥取県安全運転運行管理者協議会連合会
島根県	(社)島根県安全運転管理者協会
岡山県	岡山県安全運転管理者協議会連合会
広島県	(社)広島県安全運転管理協議会
山口県	(社)山口県安全運転管理者協議会
徳島県	(社)徳島県安全運転管理協会
香川県	香川県安全運転管理連絡協議会
愛媛県	愛媛県安全運転管理者連絡協議会
高知県	(社)高知県安全運転管理者協議会連合会
福岡県	福岡県安全運転管理協議会
佐賀県	佐賀県安全運転管理者協議会
長崎県	長崎県安全運転管理協議会
熊本県	一般社団法人 熊本県安全運転管理者等協議会
大分県	一般社団法人 大分県安全運転管理協議会
宮崎県	宮崎県安全運転管理者等協議会
鹿児島県	(社)鹿児島県安全運転管理協議会
沖縄県	(財)沖縄県交通安全協会 (沖縄県安全運転管理委員会)

認定機器以外で、できることを ウェブサイトでアピール

飲酒運転防止インストラクター



飲酒運転防止インストラクター資格を持った専門員を講演会、安全啓蒙活動開催時に派遣します。

アルコール検知器の出展展示



交通安全大会、交通フェスティバルなど各種イベントでアルコール検知器を展示しませんか。

安全運転管理者講習での講演



安全運転管理者講習会の講演を承ります。
(一部の地域では実績あり)

認定機器アピール以外で、できること

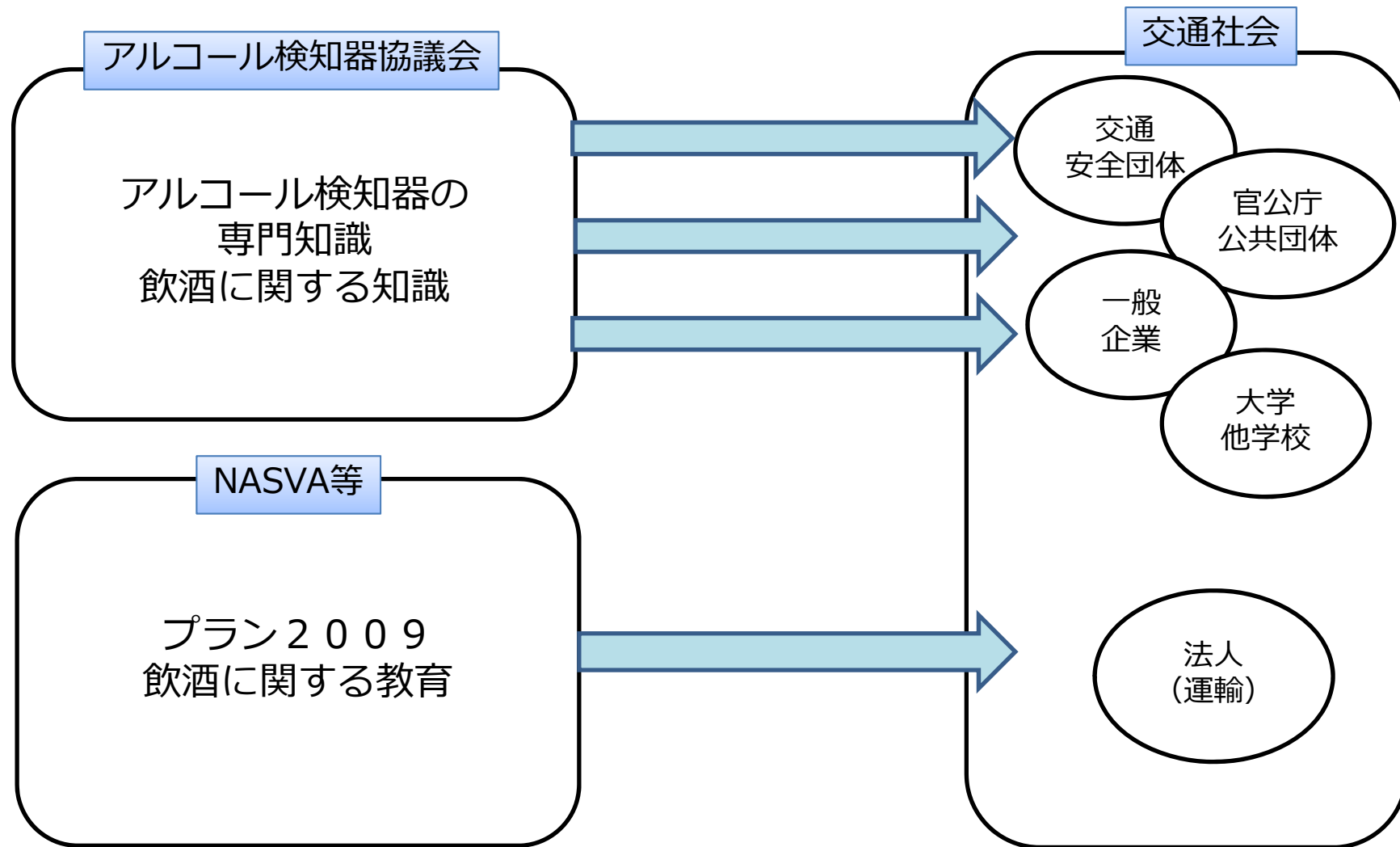
(ところで、何をしてくれるのですか？ へどう応えるか?)

The screenshot shows the website of the Japan Alcohol Acoustic Testing Association (J-IRAC). The header includes the organization's name in Japanese and English, along with navigation links for '協賛会社' (Sponsor), '会員団体' (Member Organizations), '認定機器' (Certified Equipment), '入会案内' (Joining Information), '問合せフォーム' (Contact Form), 'Q&A', and '会員専用' (Member Only). A blue banner below the header reads '会員団体' (Member Organizations). Below this, a breadcrumb trail shows 'HOME > 会員団体'. The main content area is titled '会員団体一覧(21社) 2016年8月13日現在' (Member Organization List (21 companies) as of August 13, 2016). It displays a grid of eight member company profiles, each with a small image and a brief description of their business and services related to alcohol testing equipment. The companies listed are: 株式会社エスケイジャパン, エフアイエス株式会社, 光明理化学工業株式会社, サンコーテクノ株式会社, 株式会社篠原計器製作所, 株式会社タニタ, 中央自動車工業株式会社, and 株式会社データ・テック.

検知器協議会が派遣できる講師
(インストラクター)

**（５）アルコール検知器や飲酒の専門知識
を用いた道路交通安全の促進および普及。**

(5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及

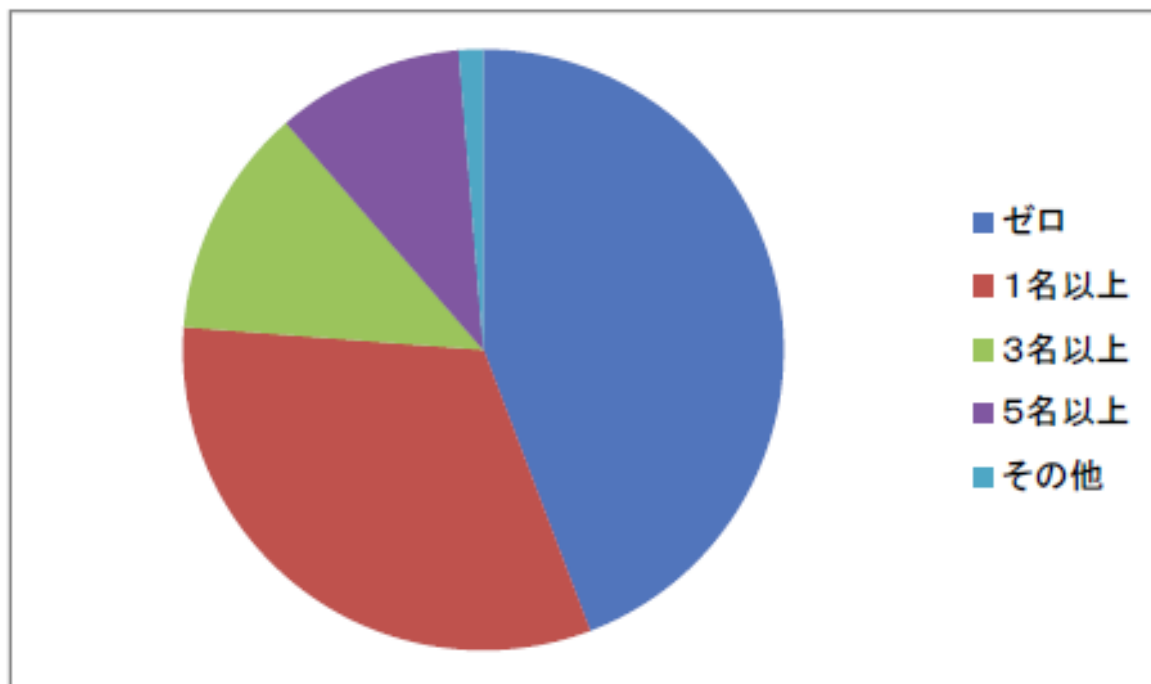


運輸事業者に対するアルコール専門教育の実施数

アルコール検知器の専門家集団は、教育実施のサポートができるのではないか？

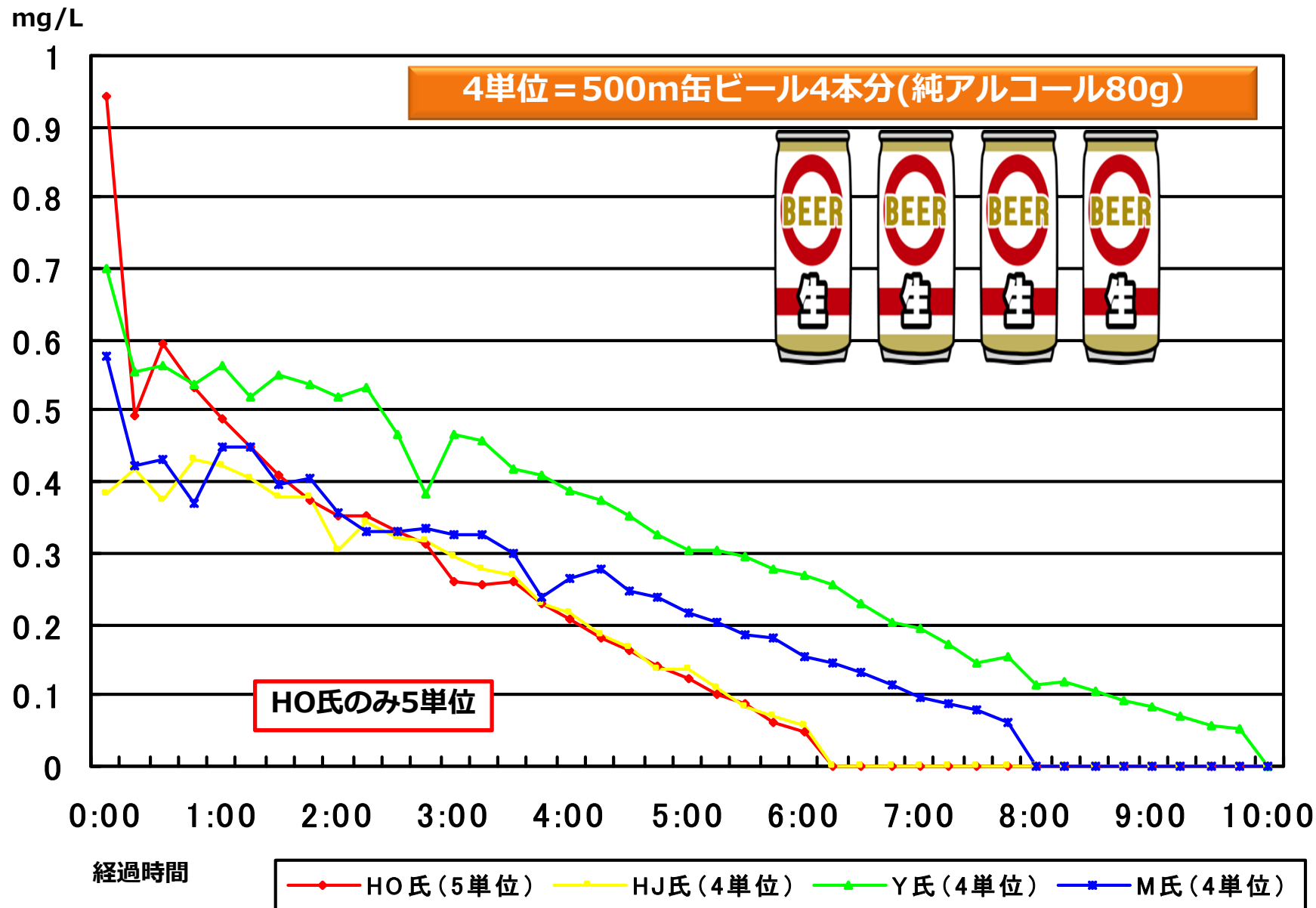
Q36) プラン2009では、運行管理者の講習等において、
運行管理者に対するアルコール専門教育の拡充を図っています。
トラック協会、NASVA、その他、関係団体におけるアルコール専門教育を受講した
運行管理者・従業員様は何名くらいいますか？

ゼロ	474
1名以上	343
3名以上	133
5名以上	108
その他	14



事業者1000社アンケートより（発起人4社実施）

実施例) 検知器と組み合わせた特徴のある飲酒運転防止教育プログラム
 アルコール摂取者の残酒量個体差グラフ



(6) アルコール検知技術や交通安全政策 に関する国際交流

世界の飲酒事故率（日本は低いのか）

	飲酒事故率	飲酒死亡事故/事故全体	備考
日本	9.6%	710件/7358件	2004年
ドイツ	12%		2004年
英国	17.8%	530件/2946件	2004年
オーストラリア	21%		2003年
カナダ	39%	1080件/2769件	2003年
アメリカ	34.9%	12,998件/37261件	2006年
日本	5.8%	269件/4611件	2011年

出典：内閣府 常習飲酒運転者の行動抑止に係る調査研究 より
<http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/h21/pdf/ref/365-380.pdf>

アルコール・薬物と交通安全問題などを扱う国際学会との交流



THE INTERNATIONAL COUNCIL ON ALCOHOL, DRUGS & TRAFFIC SAFETY
ICADTS

HOME
ABOUT ICADTS
- Executive Board
- Foundation
- Working Groups
AWARDS AND RECOGNITION
BECOME A MEMBER
EVENTS AND SEMINARS
- Presentations
CONFERENCE PAPERS AND PROCEEDINGS
ICADTS REPORTER
MEMBERS AREA
CONTACT US
FOLLOW US ON TWITTER

HOME

Welcome to ICADTS - The International Council on Alcohol, Drugs and Traffic Safety. ICADTS is an independent nonprofit body whose only goal is to reduce mortality and morbidity brought about by misuse of alcohol and drugs by operators of vehicles in all modes of transport.

To accomplish this goal, the Council sponsors international and regional conferences to collect, disseminate and share essential information among professionals in the fields of law, medicine, public health, economics, law enforcement, public information and education, human factors and public policy.

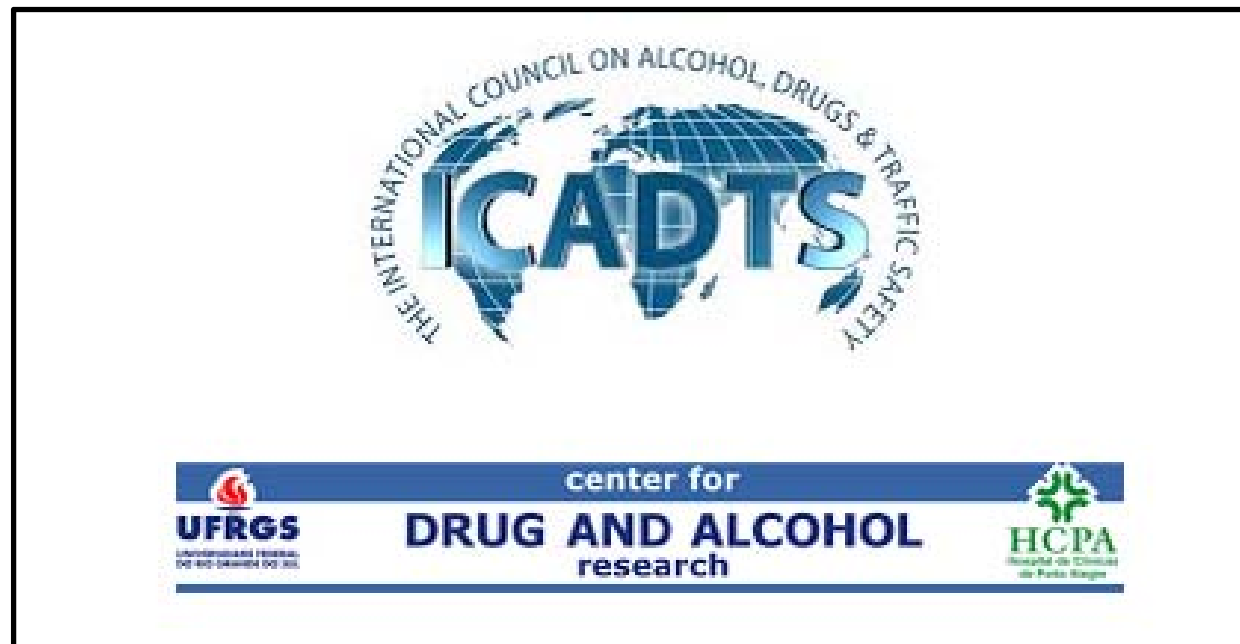
ICADTS also administers a number of Working Groups designed to facilitate discussion on a range of topics during the intervals between conferences, and produces a quarterly newsletter available for free.

Harmonization with Policy Maker or Data Scientist for
Alcohol ,Drug and Traffic Safety

アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流

○ I C A D T S (International Council on Alcohol, Drugs and Traffic Safety)

I C A D T Sにおいて、日本の飲酒運転防止の取り組みや、アルコール検知器の高度な利用方法を紹介し、かつ、他国の飲酒運転防止施策の最新の情報を得、会員や関係各省庁に展開する。



他国の検定プログラムや試験機関の調査（見学か招聘）

検定機関同士が、見学しあう場面（ワルシャワ国際会議にて）



候補機関

- ✓ 米国 DOT
- ✓ フランス LNE
- ✓ ドイツ PTB
- ✓ オランダ NMI
- ✓ スウェーデン MHF

より、信頼性のある
検定制度となるために

その他2018-2020活動目標

(7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。

→各都道府県の飲酒運転防止条例、アルコール健康障害対策プログラムへの提言

(8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。

→J-BACのITシステム化、WEB充実化

アルコール健康障害対策基本法

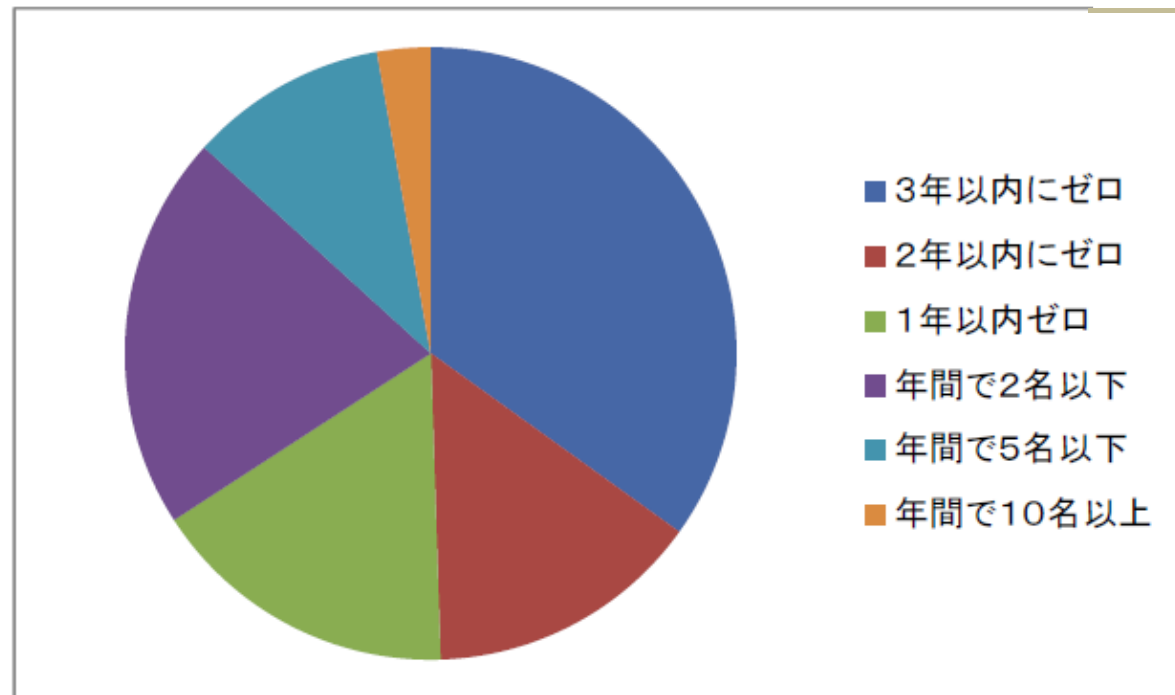
この法律は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

国がやるべきこと	事業者（酒造・販売）がやるべきこと	国民がやるべきこと
厚生労働大臣がやるべきこと	地方公共団体がやるべきこと	医師等がやるべきこと
第10条 アルコール関連問題啓発習慣（11月10日～16日）		
第15条 教育の振興等（家庭、学校、職場その他の様々な場における教育・広報）		
第18条 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等		
第22条 民間団体の活動に対する支援		
第24条 アルコール健康障害の発生、進行および再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な措置を講ずるものとする		

事業者や検知器メーカーが知っている アルコール検知者の実態

Q31) 御社にて、運行前後にアルコール検知される乗務員は、現在、およそ何人くらいでしょうか

3年以内にゼロ	371
2年以内にゼロ	155
1年以内ゼロ	174
年間で2名以下	222
年間で5名以下	111
年間で10名以上	30

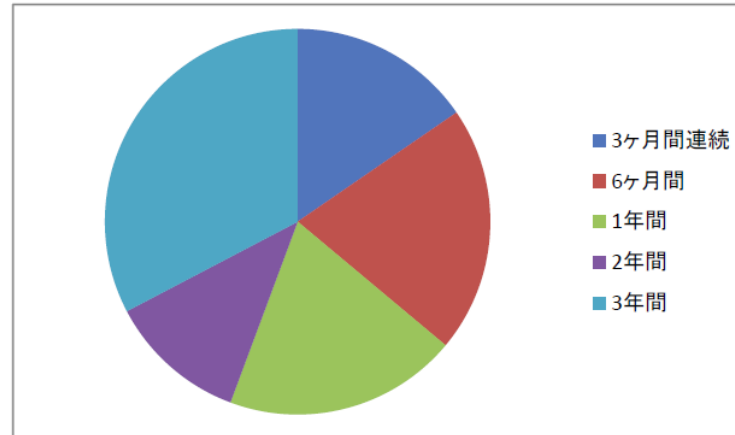


事業者1000社アンケートより (発起人4社実施)

事業者や検知器メーカーが知っている アルコール検知者の実態

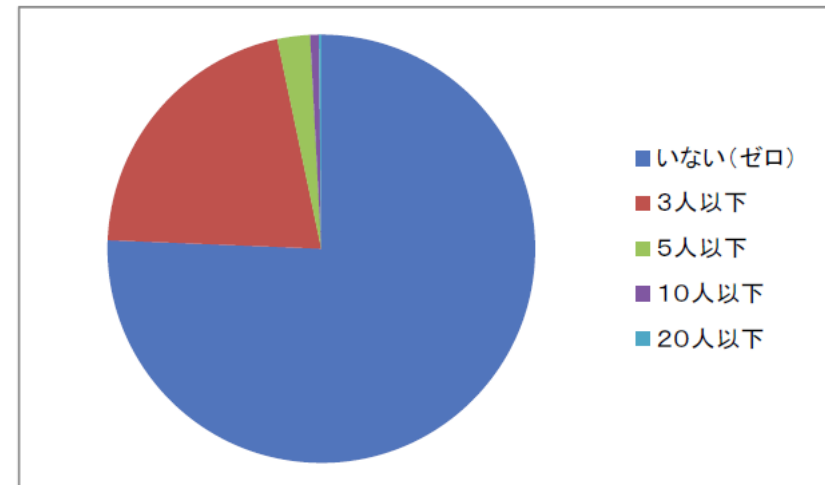
Q32) 本日時点で、「点呼時アルコール検知者ゼロ」達成の連続記録の期間はどれくらいでしょう

3ヶ月間連続	159
6ヶ月間	213
1年間	202
2年間	120
3年間	337



Q33) 過去に、アルコール検知問題で、解雇や自主退職となった人はどれくらいいましたか？

いない(ゼロ)	823
3人以下	229
5人以下	27
10人以下	7
20人以下	2



事業者1000社アンケートより (発起人4社実施)

連携

